

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則を公布する。

平成27年4月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第5号

京都市立学校保育料等徴収条例施行規則

(保育料)

第1条 京都市立学校保育料等徴収条例（以下「条例」という。）第1条第1項本文に規定する別に定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 別表第1に掲げる額
- (2) 本市以外の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）から子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第20条第1項に規定する認定を受けている者 当該者の居住地の市町村が定める額

2 条例第1条第1項ただし書に規定する別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法第27条第3項第2号又は第28条第2項第3号に規定する政令で定める額が零である場合
- (2) 在園児童と同一の世帯にその兄又は姉が2人以上いる場合であって、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 在園児童の保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。以下同じ。）及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、教育のあった月の属する年度（教育のあった月が4月から8月までの間にあつては、前年度。以下「基準年度」という。）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号（同法第736条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下同じ。）（当該所得割を計算する場合においては、同法第314条の7から第314条の9まで（これらの規定を同法第736条第3項において準用する場合を含む。）並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は、適用せず、同法第323条本文（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）の規定による市町村民税の減免があつた場合においては、当該減免額を所得割の額から控除して得た額とする。以下同じ。）を課されていない場合

イ 在園児童の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者についての基準年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を合算した額（以下「基準年度の所得割課税額」という。）が211,200円以下である場合

（教育課程外の教育に要する費用）

第2条 条例第1条第2項に規定する別に定める額は、別表第2のとおりとする。

（入園料）

第3条 条例第1条第3項ただし書に規定する別に定める場合は、第1条第2項各号のいずれかに該当する場合とする。

（保育料等の減免）

第4条 条例第6条の規定により保育料、条例第1条第2項に規定する費用、授業料、入園料又は入学料の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、幼稚園に入園しようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、条例第1条第3項本文に規定する額の2分の1に相当する額を、入園料から減額するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法施行令（以下「令」という。）第14条第1号に掲げる支給認定子ども（同号ロに規定する満三歳未満保育認定子どもを除く。以下「第2子児童」という。）

(2) 基準年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（以下「所得割非課税世帯」という。）に属する者

(3) 養育里親等（令第4条第1項第4号に規定する養育里親等をいう。以下同じ。）の養育を受ける者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（関係規則の廃止）

2 京都市立幼稚園の保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規則は、廃止する。

別表第1（第1条関係）

世帯等区分	基準年度の所得 割課税額(月額) による区分	保 育 料 (月 額)			
		第 1 子		第 2 子	
		ア	イ	ア	イ
非課税世帯及び 養育里親等		円 1,800	円 1,600	円 900	円 800
均等割課税世帯		3,000	2,900	1,300	1,300
その他の世帯	1円以上 34,999円以下	4,900	4,300	2,300	2,100
	35,000円以上 41,999円以下	5,200	4,600	2,300	2,300
	42,000円以上 48,599円以下	5,400	5,000	2,300	2,300
	48,600円以上 58,099円以下	9,000	9,000	4,600	4,600
	58,100円以上 67,599円以下	11,000	10,100	5,300	5,100
	67,600円以上	11,000	11,000	5,500	5,500

備考1 第1子の欄は在園児童が第2子児童又は令第14条第2号に掲げる支給認定子どもでない場合について、第2子の欄は在園児童が第2子児童である場合について、それぞれ適用する。

2 ア欄は在園児童が満4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合について、イ欄はその他の場合について、それぞれ適用する。

3 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者の属していない世帯をいう。

4 「均等割課税世帯」とは、所得割非課税世帯のうち、非課税世帯を除いた世帯をいう。

5 月の中途において入園し、退園し、又は転園した場合における当該月の保育料の額は、法第27条第3項第1号又は第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定する額の例による。

別表第2（第2条関係）

1 休業日

区 分	金 額
午前 8 時から午前 8 時 5 0 分まで	100 ^円
午前 8 時 5 0 分から正午まで	300
午前 8 時 5 0 分から午後 2 時まで	500
午前 8 時 5 0 分から午後 4 時まで	700
午前 8 時 5 0 分から午後 6 時まで	900

2 その他の日

区 分	金 額	
	ア	イ
午前 8 時から午前 8 時 5 0 分まで	100 ^円	100 ^円
教育終了時間から午後 2 時まで	200	0
教育終了時間から午後 4 時まで	400	200
教育終了時間から午後 6 時まで	600	400

備考1 「教育終了時間」とは、条例第1条第2項に規定する教育のための時間（以下「教育時間」という。）が終了した時刻をいう。

2 ア欄は教育時間を正午までに終了することを予定している日について、イ欄はその他の日について、それぞれ適用する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)